三　医療法施行令等の一部改正関係

医療法施行令その他独立行政法人に関する定めをおく関係政令の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めることとした。

四　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律附則第一一条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる解散した独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員としての在職期間及び独立行政法人労働者健康安全機構の職員としての在職期間を、国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎退職期間とみなす等の所要の規定の整備等を行うこととした。（第五条の二、第九条の二及び第九条の四関係）

五　厚生労働省組織令の一部改正関係

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び運営一般に関する事務を労働基準局並びに安全衛生部及び安全衛生部計画課の所掌事務とすることとした。（第七条及び第六八条関係）

六　経過措置

1　独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）から国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第二三条関係）

2　研究所の解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第二四条関係）

3　独立行政法人労働者健康安全機構が研究所から承継する資産の価額の評価に関する事項について定めることとした。（第二五条関係）

4　独立行政法人労働者健康安全機構が国から承継する権利及び義務について定めることとした。（第二六条関係）

5　独立行政法人労働者健康安全機構による国有財産の無償使用について必要な事項を定めることとした。（第二七条関係）

6　独立行政法人労働者健康安全機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定めることとした。（第二八条関係）

七　施行期日等

1　経過措置

㈠　一の5の別表第六に係る特定業種（建設業）に係る退職金額の改定は、平成一五年一〇月一日以降の特定業種掛金納付月数の期間について行うものとすることとした。（附則第三条関係）

㈡　研究所が統合前に既に許可を受けている無線局に係る必要な経過措置を定めることとした。（附則第八条関係）

㈢　独立行政法人労働者健康安全機構による国有財産の無償使用の申請について、必要な経過措置を定めることとした。（附則第九条関係）

2　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、六の3及び七の1の㈢は、公布の日から施行することとした。

◇郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（政令第七九号）（内閣官房）

1　郵便貯金銀行の預入限度額を引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の保険金額の限度額に係る保険金額の算定方法を改めることとした。（第六条第一項、第三項及び第一一条第二項関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一二億円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、三九五億四、四五六万四、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第八一号）（厚生労働省）

医療法の一部を改正する法律（平成二七年法律第七四号）の施行期日は平成二九年四月二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二八年九月一日とすることとした。

◇医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第八二号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

1　実施計画の認定の申請

㈠　実施計画には、救急医療等確保事業に係る業務の内容及び当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備に関する事項等を記載することとした。（第五条の五の二第一項関係）

㈡　実施計画の認定を受けようとする旨等を記載した申請書に、実施計画及び社会医療法人の認定の要件に該当するものであることを証する書類等を添付し、主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第五条の五の二第二項関係）

2　実施計画の認定

実施計画の認定要件として、救急医療等確保事業に係る業務が継続して行われるものと見込まれること及び当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備が実施期間において確実に行われるものと見込まれること等を定めることとした。（第五条の五の三関係）

3　実施計画の変更

実施計画を変更しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認定を受けることとし、その変更が軽微なものであるときは、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第五条の五の四関係）

4　実施計画の実施状況を記載した書類等の提出

毎会計年度終了後三月以内に、実施計画の実施状況を記載した書類等を都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第五条の五の五関係）

5　実施計画の認定の取消し

実施計画の取消事由として、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備を実施期間において行う見込みがなくなったと認めるとき及び当該業務を行っていないと認めるとき等を定めることとした。（第五条の五の六関係）

6　医療法人の役員等の欠格事由

医事に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、医療法人の役員等になることができない医事に関する法律として、関係法律を定めることとした。（第五条の五の七関係）

7　医療法人の機関に関する規定の整備

社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事及び理事会、社団たる医療法人の理事又は監事及び財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任及び医療法人の役員等の解任の訴えに関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八年法律第四八号）を医療法人に準用する場合における技術的読替えを定めることとした。（第五条の五の八～第五条の五の一一関係）

8　医療法人の分割に関する規定の整備

医療法人の分割に関して、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成一二年法律第一〇三号）を医療法人に準用する場合における技術的読替えを定めることとした。（第五条の一〇関係）